

岬町事後審査型制限付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岬町が発注する業務委託又は物品・役務等提供の契約に係る事後審査型制限付一般競争入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事後審査型制限付一般競争入札」とは、業務委託又は物品・役務等提供の入札を適正かつ合理的に行うため、入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、開札後に落札候補者の入札参加資格に関する審査を行い、落札者を決定する入札をいう。

(事後審査型制限付一般競争入札の対象)

第3条 事後審査型制限付一般競争入札の対象は、次の各号に掲げる入札の種類に応じ、予定価格が当該各号に定める額を超えるものであって、町長が必要と認める入札とする。

- (1) 業務委託 500,000円
- (2) 物品・役務等提供 800,000円

(事後審査型制限付一般競争入札の参加資格)

第4条 事後審査型制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該業務又は物品・役務等提供に該当する本町の入札参加資格登録業者であること。
- (2) 当該業務又は物品・役務等提供に必要な営業許可を得ていること。
- (3) 当該業務又は物品・役務等提供に予定する主任技術者及び現場代理人を適切に配置すること。
- (4) その他、別に定める資格要件に適合すること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、事後審査型制限付一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
- (2) 岬町建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止の期間中の者
- (3) 岬町建設工事暴力団対策措置要綱第2条の規定により、競争入札への参加を除外される者
- (4) 商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理を命じられている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立をしている者
- (6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定に基づく更生手続開始又は、民事再生法第21条第1項又は第2項の規定に基づく再生手続開始の申立を

している者又は申立をされている者。(ただし、会社更生法に基づく更生計画認可の決定又は、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けた者を除く。)

- (7) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等の指導があり、これに対する改善義務を怠るなど受託者として不適当であると認める者
- (8) 賃金未払いに関する労働省からの通報があり、当該状態が継続しているなど、受託者として不適当であると認める者
- (9) その他、岬町入札等参加資格審査要綱第5条に規定する岬町入札等参加資格審査会（以下「資格審査会」という。）において不適当であると認める者

3 事後審査型制限付一般競争入札参加申請書（様式1）（以下「入札参加申請書」という。）を提出期限までに提出しなかった者は、事後審査型制限付一般競争入札に参加することができない。

4 次の各号に掲げる者は、同一業務の事後審査型制限付一般競争入札に参加することができない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に掲げる親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者
 - (2) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合及び一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者
- （入札参加資格要件の決定）

第5条 前条第1項第4号の別に定める資格要件は、資格審査会の議を経て決定する。

（事後審査型制限付一般競争入札の公告）

第6条 事後審査型制限付一般競争入札の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を公告する。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札資料の配布期日及び配布方法
- (4) 入札場所及び日時
- (5) 契約条項を示す場所及び期間
- (6) 入札保証金に関する事項
- (7) 地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査基準価格を設けたときは、その事項
- (8) 提出させるべき書類
- (9) 無効な入札となる該当事項
- (10) その他入札に関し、必要な事項

2 前項の公告は、役場前の掲示場への掲示及び岬町ホームページに掲載する方法により行う。

（設計図書等に関する質問及び回答）

第7条 設計図書等に関する質問は、別に定める様式により電子メールの方法で行う。

2 前項の質問に対する回答は、岬町ホームページに掲載又は電子メールの方法で通知する。

(代理人の入札)

第8条 事後審査型制限付一般競争入札参加資格者が代理人をもって入札をさせるときは、委任状を持参させなければならない。

(行為違反)

第9条 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の延期等)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

(1) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき。

(2) 災害その他やむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の規定による入札の中止又は延期により、入札参加者に損害が生じても、本町はその損害を補償しない。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 事後審査型制限付一般競争入札に参加資格のない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人が行った入札

(3) 次の各号の記載がない入札

ア 入札金額

イ 業務名又は物件名

ウ 入札参加資格者の氏名及び捺印

(4) 入札金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

(6) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札

(入札回数)

第12条 入札回数は、原則として3回とする。ただし、入札前に予定価格等を公表する入札については、1回とする。

(入札参加辞退の自由)

第13条 事後審査型制限付一般競争入札において、入札参加申請書の提出を行った者の入札行為への参加辞退は、これを妨げない。

2 町長は、前項により入札参加を辞退したことを理由に、業者への一切の不利益な処分は行わない。ただし、前項に規定する入札を辞退する旨の手続き等を行わない者は、この限りでない。

(入札保証金)

第14条 入札に参加しようとする者は、岬町契約規則第7条の規定に基づき、入札保証金を納

付しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された者を除く。

(落札候補者の決定及び参加資格確認申請書の提出)

第15条 落札候補者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者とする。ただし、最低制限価格を設けない場合は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札したものとする。

2 同一順位のため落札候補者が2者以上となる場合は、くじにより落札候補者を決定する。

3 落札候補者は、事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式2)(以下「参加資格確認申請書」という。)を町長が指定する期日までに提出しなければならない。

(入札参加資格の事後審査及び落札者の決定)

第16条 事後審査として落札候補者の入札参加資格を審査し、適格者を落札者とする。

2 参加資格確認申請書が期日まで提出されないとき又は事後審査において不適格者があったときは、次順位者を落札候補者とし、適格者があるまで審査を行う。

3 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。

(入札参加資格がないと認められた者に対する通知等)

第17条 前条の規定において入札参加資格に適合しないと認められた者に対しては、入札参加資格不適格通知書(様式3)により通知する。

2 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に、入札参加資格確認書(様式4)により入札参加資格に適合しないと認められた理由について説明を求めることができる。

3 前項の規定による申請があったときは、申請のあった日の翌日から起算して7日以内に回答する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事後審査型制限付一般競争入札の実施について必要な事項は、資格審査会の審議を経て、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。